

しんじゅくコール ☎03-3209-9999
土・日曜日、夜間もご案内
受付時間:午前8時~午後10時
FAX 03-3209-9900

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせは、しんじゅくコールのファックスをご利用ください。



撮影協力:秋山郁子さん
(新宿区聴覚障害者協会)

誰もが心を通じ合える まちに向けて

新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例を制定しました

障害がある方のコミュニケーションの充実を図り、障害の有無にかかわらず誰もが互いに人格と個性を尊重し合いながらいきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指し、同条例を制定しました(6月19日公布・施行)。
【問合せ】障害者福祉課福祉推進係(本庁舎2階)
☎(5273)4516・FAX(3209)3441へ。

条例の内容

基本理念

手話言語は、ろう者が日常生活または社会生活を営む上で必要不可欠な言語であり、音声言語と同等に扱わなければならない。

障害者が情報を取得し、または自らの意見を発信するに当たっては、障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段を自由に選択することができる権利が最大限に保障されなければならない。

区の責務と区民・事業者の役割

区の責務

手話言語への理解の促進・障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

区民の役割

障害・障害者への理解を深めるため、区が推進する施策への積極的な協力・参加に努めます。

事業者の役割

障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段を積極的に活用し、円滑なサービスができるよう必要な措置や合理的配慮に努めます。



障害の有無を超えて誰もがいきいきと暮らし続ける
共生社会を3つの主体が協力して実現

区の主な取り組み

- 区役所本庁舎での手話通訳者の配置
毎週火曜日午前8時30分~午後0時30分、毎週金曜日午後1時~5時に、手話通訳者を配置しています(いずれも祝日等を除く)。
- 手話通訳者・要約筆記者の派遣
聴覚障害のある方や音声・言語機能障害のある方が日常生活で必要な場合に派遣しています。
- 点字版・音声版の発行物の製作
広報新宿のほか、しんじゅくの教育、新宿区議会だより等の点字版・音声版を製作しています。

- 視覚・聴覚障害者交流コーナーの運営
視覚・聴覚に障害のある方等を支援するボランティアの方が交流する場を区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)で運営しています。



▲コーナー担当推進員が代読・代筆などの支援を行います

新たな取り組み

- ★動画による条例の周知
条例の内容を翻訳した手話動画を新宿区ホームページで公開します(7月上旬~中旬)。
- ★点字カードプレス機体験機会の創出
点字を身近に感じられるよう、視覚・聴覚障害者交流コーナーに機器を用意し、点字を体験できるようにします。
- ★手話の普及啓発と障害理解の促進に向けたパンフレット・パネルの作成
- ★ヒアリンググループの貸し出し
補聴器等を使用している方が会議や講演会の音声を聞き取りやすくなる装置「ヒアリンググループ」を、視覚・聴覚障害者交流コーナーで貸し出します。



6月は「コロナ警戒期間」です 現在、区主催等イベントの中止・延期、区施設等の休館等の対応を行っています
最新の情報は、新宿区ホームページまたは各主催者・各施設に直接、ご確認ください。